| | | |
|---|---|---|
| 区分番号Ａ３０１－４に掲げる小児特定集中治療室管理料 | 小児特定集中治療室管理料 | |
| | （７日以内の期間） | 13,970点 |
| | （８日以上14日以内の期間） | 11,938点 |
| | （15日以上30日以内の期間） | 12,196点 |
| | （31日以上35日以内の期間） | 12,388点 |
| 区分番号Ａ３０２に掲げる新生児特定集中治療室管理料 | 新生児特定集中治療室管理料 | |
| | 新生児特定集中治療室管理料１ | |
| | （14日以内の期間） | 8,392点 |
| | （15日以上30日以内の期間） | 8,650点 |
| | （31日以上90日以内の期間） | 8,842点 |
| | 新生児特定集中治療室管理料２ | |
| | （14日以内の期間） | 6,327点 |
| | （15日以上30日以内の期間） | 6,585点 |
| | （31日以上90日以内の期間） | 6,777点 |
| 区分番号Ａ３０３に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料 | 総合周産期特定集中治療室管理料 | |
| | 母体・胎児集中治療室管理料 | |
| | （14日以内の期間） | 5,343点 |
| | 新生児集中治療室管理料 | |
| | （14日以内の期間） | 8,392点 |
| | （15日以上30日以内の期間） | 8,650点 |
| | （31日以上90日以内の期間） | 8,842点 |
| 区分番号Ａ３０３－２に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料 | 新生児治療回復室入院医療管理料 | |
| | （14日以内の期間） | 3,717点 |
| | （15日以上30日以内の期間） | 3,975点 |
| | （31日以上120日以内の期間） | 4,167点 |
| 区分番号Ａ３０５に掲げる一類感染症患者入院医療管理料 | 一類感染症患者入院医療管理料 | |
| | （14日以内の期間） | 7,264点 |
| | （15日以上30日以内の期間） | 6,302点 |
| | （31日以上の期間） | 6,494点 |
| 区分番号Ａ３０７に掲げる小児入院医療管理料 | 小児入院医療管理料 | |
| | 小児入院医療管理料１ | |
| | （14日以内の期間） | 2,802点 |
| | （15日以上30日以内の期間） | 3,060点 |
| | （31日以上の期間） | 3,252点 |
| | 小児入院医療管理料２ | |
| | （14日以内の期間） | 2,294点 |
| | （15日以上30日以内の期間） | 2,552点 |
| | （31日以上の期間） | 2,744点 |
| | 小児入院医療管理料３ | |
| | （14日以内の期間） | 1,888点 |
| | （15日以上30日以内の期間） | 2,146点 |
| | （31日以上の期間） | 2,338点 |
| | 小児入院医療管理料４ | |
| | （14日以内の期間） | 1,278点 |
| | （15日以上30日以内の期間） | 1,536点 |
| | （31日以上の期間） | 1,728点 |
| | 小児入院医療管理料５ | |
| | （14日以内の期間） | 363点 |
| | （15日以上30日以内の期間） | 621点 |
| | （31日以上の期間） | 813点 |
| | 注１　基本診療料の施設基準等第九の九の(7)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟において小児入院医療管理が行われた場合には、１日につき所定点数に100点を加算する。<br>２　当該病棟に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、１日につき所定点数に600点を加算する。<br>３　基本診療料の施設基準等第九の九の(8)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院に入院している患者（小児入院医療管理料３、小児入院医療管理料４又は小児入院医療管理料５を算定している患者に限る。）について、重症児受入体制加算として、１日につき所定点数に200点を加算する。 | |

7　１の規定にかかわらず、４に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の五の(5)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の五の(6)に規定する患者に該当する者（４の表に掲げる点数を加算するものを除く。）の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第１章第２部第１節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 区分番号Ａ１０４に掲げる特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。） | ７対１入院基本料 | 128点 |
| | 10対１入院基本料 | 107点 |

8　１の規定にかかわらず、５に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の六の(5)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の六の(6)に規定する患者に該当する者（５の表に掲げる点数を加算するものを除く。）の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第１章第２部第１節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 区分番号Ａ１０５に掲げる専門病院入院基本料 | ７対１入院基本料 | 127点 |
| | 10対１入院基本料 | 107点 |
| | 13対１入院基本料 | 90点 |

9　１の規定にかかわらず、６に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の二の(6)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の二の(7)に規定する患者に該当する者（６の表に掲げる点数を加算するものを除く。）の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第１章第２部第１節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 区分番号Ａ１００に掲げる一般病棟入院基本料 | ７対１入院基本料 | 127点 |
| | ７対１入院基本料（月平均夜勤時間超過減算） | 108点 |
| | ７対１入院基本料（夜勤時間特別入院基本料） | 89点 |